

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		緊急時の医療費支給
根拠条例・規則等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
条 項		42条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 感染症対策課（電話：048-840-2204）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日厚生省通知）
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	申請書、添付書類等の受理 1日 受理→諮問 7日 感染症審査会での審査 1日 患者票作成→起案→ 決裁→支給手続き→交付 21日 計 30日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		